

役員報酬規程

第1条（目的）

この規定は、特定非営利活動法人こどもサポートステーション・たねとしく（以下「法人」という。）の理事ならびに監事（以下「役員」という。）に毎月支給する報酬、その他の給与の取り扱いに関する事項で、法令または定款に別段の定めのある事項以外については、この規程の定めるところによる。

第2条（報酬）

- 役員報酬については、理事会の承認を得て、支給することができる。
- 役員報酬額は、理事会において決定した額とする。

第3条（報酬の支給日）

役員への報酬の支給計算の期間は毎月21日から翌月20日迄とし、支給日は翌月末日とする。

第4条（控除金）

役員に支給する報酬から、源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに会社の立替金等を控除する。

第5条（補則）

この規定に関し、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規定は、2024年4月1日より施行する。